

## 平成31年度「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」をはじめとする大規模国際スポーツ大会PRイベント運営業務委託仕様書

### 1 委託業務名

平成31年度「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」をはじめとする大規模国際スポーツ大会PRイベント運営業務（以下「本業務」という。）

### 2 総則

(1) 本業務は、「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」京都市実行委員会（以下「委員会」という。）が2019年から、ラグビーワールドカップ 2019（以下「RWC2019」という。）、東京2020オリンピック・パラリンピック（以下「東京2020」という。）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西（以下「WMG2021」という。）と、大規模な国際スポーツ大会が連続して日本で開催されることを契機として、京都市民にスポーツに対する関心を持っていただき、大会に向けた機運を盛り上げることを目的として実施するイベント（以下「イベント」という。）の運営業務である。

(2) 受託者は、関係法令を遵守のうえ、本仕様書に基づき誠実かつ完全に遂行すること。

### 3 委託期間

契約締結の日から平成31年7月29日まで

### 4 日時及び会場

日時：平成31年6月30日（日） 午前10時～午後5時（予定）

会場：ハンナリーズアリーナ京都

※ 隣接する京都市市民スポーツ会館では、同日、NHK大河ドラマ「いだてん」イベントを開催（以下「いだてんイベント」という。）

※ 委員会において、前日土曜日と当日の2日間、手配済である。

### 5 主催等

主催 京都市，京都市教育委員会，NHK京都放送局

共催 「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」京都市実行委員会，ラグビーワールドカップ 2019 支援京都委員会，京都市内博物館施設連絡協議会，京博連事業実行委員会，I COM京都大会 2019 京都推進委員会 等

（現在調整中）

協力 京都市体育協会

## 6 業務内容

(1) イベントの企画・運営，進行，演出，運営管理等一式（運営マニュアル等の策定を含む）

ア 企画内容については，別紙イベント実施案に基づき，委員会と協議のうえ決定する。

イ 警備については，主要駅から会場周辺の安全確保及び会場内の来場者やトークショー出演者の安全確保のために必要人数を配置すること。

ウ 救護室を会場に設置するとともに，看護師を配置すること。

エ イベントの司会者及び出演者の調整を行うこと。

オ 出演者控室，スタッフ控室，事務局控室を設置すること。

カ 主催者及び警備員等スタッフであることが来場者に分かるようにすること。

キ 当日スタッフ用の名札を作成すること。

ク 警備及びトークショーの実施時間については，いだてんイベントの実施事業者等との連携を図る。

(2) イベントの会場設営及び撤去一式

ア 会場内は土足禁止のため，養生すること。

イ 当日来場者受付やアンケート・スポーツ 1000 言収集コーナーを設置すること。

ウ イベントの開催が会場外からも分かるように表示・看板等を工夫すること。また，会場誘導のため，周辺にも看板や必要なスタッフを配置すること。

エ 会場内にも，来場者に分かりやすいプログラムを紹介した看板や表示を設置すること。

オ トークショーについては，必要な映像，音響，電気設備の設置を行うこと。特に音響については，体験イベントと会場内音響の特性を把握して設営すること。

カ 会場設営・撤去についても，いだてんイベントの実施事業者等との連携を図る。

(3) 「WMG2021」の大会紹介パネルの作成・展示（3～4枚）

内容については，委員会と協議の上，決定する。

(4) 実績報告書の作成

<記載内容>

- ・ 当日の記録写真
- ・ イベントの概要（トークショー（発言内容等）及び体験会）
- ・ アンケート集計結果
- ・ その他委員会が指示するもの

## 7 業務の完了報告

委員会に納品する成果品は、以下のとおりとする。また、紙資料については5部提出、電子データはCD-ROMなどの記録媒体に収集して提出する。

なお、成果品の著作権は委員会に帰属するものとし、業務完了後は、委員会の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しない。

- (1) イベントの実績報告書及び同電子データ
- (2) イベントで制作した広報物一式の電子データ（チラシ・ポスターについては紙媒体でも提出）
- (3) 本業務で利用、作成した資料
- (4) その他委員会が指示するもの

## 8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後についても同様とする。
- (2) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (3) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 受託者は、本件業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、委員会に発生原因、経過、被害状況等を速やかに報告し、委員会の指示に従うものとする。
- (5) 本仕様書に定めがない事項については、委員会と受託者において協議の上決定する。協議が整わないときは、委員会の指示するところによるものとする。